

通番	カテゴリー	質問	回答
1	「でんさい」の概要	「電子記録債権」とは何ですか。	手形・指名債権(売掛債権等)のデメリットを克服し、事業者の資金調達の円滑化等を図ることを目的として創設された新たな金銭債権のことで(手形・指名債権を電子化したものではありません)。電子債権記録機関が作成する記録原簿に債務者情報、債権者情報、債権金額等を電子的に記録することで、債権の権利内容が定められます。
2	「でんさい」の概要	「電子記録債権機関」とは何ですか。	電子債権記録機関は、各種記録原簿を備え、利用者の請求にもつき電子記録や債権内容の開示を行うこと等を主業務とする、電子記録債権の「登記所」のような存在です。主務大臣の指定を受けた専門の株式会社です。
3	「でんさい」の概要	「でんさいネット」とはどのような会社ですか。	「でんさいネット」とは、一般社団法人 全国銀行協会が100%出資し設立した電子債権記録機関「株式会社 全銀電子債権ネットワーク」の通称です。新たな社会インフラの構築と中小企業金融の円滑化を企業理念に掲げています。 「でんさいネット」の特長は以下の3点です。 1 手形的利用(現行の手形と同様の利用方法を採用、取引停止処分制度と類似の制度を整備) 2 全金融機関参加型(既存の金融機関間の決済システムを利用し、確実に資金回収できる仕組みの提供が可能) 3 間接アクセス方式(金融機関を経由してでんさいネットにアクセスする方式)
4	「でんさい」の概要	「でんさい」とは何ですか。	「でんさいネット」で取扱う電子記録債権の名称です。平成25年2月18日より取扱いが開始されました。お取引金融機関を通じて「でんさいネット」にアクセスし、「でんさい」を利用する取引先とお取引いただけます。 「でんさい」の主な取引としては、お取引金融機関を通じ、債務者、債権者として「でんさい」を発生させる「発生記録」や、取引先より受け取った「でんさい」を他社へ譲渡することができる「(分割)譲渡記録」、債権内容を確認する「開示」などがあります。
5	「でんさい」の概要	「でんさい」にはどのようなメリットがありますか。	「でんさい」は、手形に代わる新たな決済手段として、債務者(支払企業)および債権者(納入企業)双方に次のようなメリットがあります。 1 支払企業のメリット ①ペーパーレス ・インターネットバンキング等で発生させることから、手形の発行、振込準備など、支払に関する事務負担が軽減できます。 ・手形の搬送コストも削減されます。 ②印紙が不要 ・手形と異なり、印紙税は課税されません。 ③支払手段の1本化により業務が効率化 ・手形、振込など、複数の支払手段を一本化することも可能となり、支払の効率化が図れます。 2 納入企業のメリット ①ペーパーレス ・紛失や盗難の心配はなくなります。また、厳重に保管・管理する必要がなくなりますので、無駄な管理コストを削減できます。 ②分割可能 ・手形と異なり、必要な分だけ分割して譲渡ができます。 ③期日に自動入金 ・支払期日になると、指定の口座に自動的に入金されますので手形のような面倒な取立手続きは不要です。 ④債権を有効活用 ・「でんさい」は流通性の高い債権です。「でんさい」であれば、これまで資金繰りのために利用できなかった売掛債権も、譲渡が可能となり、有効に活用することができます。

通番	カテゴリー	質問	回答
6	「でんさい」の概要	「でんさい」の決済方法を教えてください。	「口座間送金決済」による支払いが原則です。従来の手形取引とは異なり、支払期日になると、自動的に債務者の口座から債権者の受取口座へ「でんさい」の決済資金が送金されます。 なお、「でんさいネット」では、支払いが完了した旨を支払期日の3金融機関営業日後に「支払等記録」として記録します。
7	「でんさい」の概要	支払期日に受け取った金額はいつから利用できますか。	決済資金は支払期日当日(入金となり次第)から利用できます。交換日に資金化されない手形と異なり、「でんさい」のメリットのひとつです。
8	「でんさい」の概要	「でんさい」の取扱いが開始されると手形はなくなるのですか。	支払手段の選択は、最終的には企業等の判断に委ねられており、手形が廃止されるわけではありません。
9	「でんさい」の概要	「でんさい」は誰でも利用できますか。	「でんさい」は、次の要件を満たす法人または、個人事業主である方がご利用できます。なお、個人事業主でない消費者としての個人の方のご利用はできません。 ① 日本国居住者であること ② 「でんさいネット」に参加しているお取引金融機関に決済用の預金(貯金)口座を持っていること ③ 反社会的勢力に属さないなど、利用者としての適合性に問題がないこと ④ 個人事業主である場合には、行為能力に制限がないこと ⑤ 債務者として利用する場合には、債務の支払能力を持っていること
10	「でんさい」の概要	「でんさい」はどこの金融機関で利用できますか。	銀行、信用金庫、信用組合、商工中金などの「でんさいネット」に参加している金融機関でご利用できます。JAバンクでは、別添の「都道府県別取扱金融機関一覧」に掲載の、JA、信用農業協同組合連合会および農林中央金庫でご利用が可能です。
11	「でんさい」の概要	「でんさい」の支払期日に土日・祝日など金融機関休業日を指定した場合は、どのような取扱いになりますか。	翌金融機関営業日を支払期日とする発生記録があったものとして取扱います。
12	「でんさい」の概要	「利用者番号」とは何ですか。	「でんさいネット」が利用者特定のために採番する9桁の番号のことです。既に他の金融機関で「でんさい」をご利用いただいている場合や複数の金融機関で「でんさい」をご利用になる場合でも、利用者番号は同一となります。例えば、お取引先の本社と支社で異なる金融機関を窓口に「でんさい」をご利用いただく場合であっても、利用者番号は同一となります。
13	取引全般	「発生記録」とは何ですか。	「でんさい」を発生させる取引のことです。利用者からの発生記録請求を受け、「でんさいネット」が記録原簿に発生記録を行うことにより「でんさい」が発生します。債務者(支払企業)が発生させる場合を「債務者請求」、債権者(納入企業)が発生させる場合を「債権者請求」と呼びます。発生記録の請求日(同日を含む)から、1か月先までの日付を指定して予約請求が可能です。また、支払期日は発生日を含む7営業日目の翌日から10年後の応当日まで指定可能です。なお、債権金額は1万円以上、99億9,999万9,999円以下で指定が可能です。
14	取引全般	「(分割)譲渡記録」とは何ですか。	債権者(譲渡人)が、お取引先等(譲受人)に「でんさい」を譲渡するお取引のことです(手形の裏書譲渡と同様です)。債権者(譲渡人)からの譲渡記録請求を受け、「でんさいネット」が記録原簿に譲渡記録を行うことにより「でんさい」が譲渡されます。譲渡記録の請求日(同日を含む)から、1か月先までの日付を指定して予約請求が可能です。また、でんさいを譲渡する場合は、一度に全額を譲渡する他、必要な金額を分割して譲渡する分割譲渡もご利用いただけます(譲渡、分割譲渡に回数制限はありません)。なお、1回の分割譲渡の金額は1万円以上となります(分割後の原債権の金額は1万円未満でも構いません)。

通番	カテゴリー	質問	回答
15	取引全般	「債権一括請求(一括記録請求)」とは何ですか。	複数の「でんさい」を一括して(まとめて)発生させるお取引のことです。債権一括請求をご利用いただける記録請求は、発生記録(債務者請求、債権者請求)、譲渡記録(分割記録含む)です。共通フォーマット形式の固定長ファイルでデータを作成し、複数の請求を一括して行うことができます。共通フォーマット形式は、「でんさいネット」のホームページ( <a href="https://www.densai.net/">https://www.densai.net/</a> )の「各種資料ダウンロード」の画面から確認いただけます。
16	取引全般	「変更記録」とは何ですか。	誤った内容で「でんさい」を発生させてしまった場合などに、相手方からの承諾を得て支払期日、債権金額、譲渡制限有無の変更、または債権自体を削除します。変更記録の請求日(同日を含む)から、5金融機関営業日以内に相手方からの承諾が必要です。変更記録の請求が可能なのは譲渡記録や保証記録のない「でんさい」であり、債権者もしくは債務者からの請求が可能です。
17	取引全般	「保証記録」とは何ですか。	債権者が保有している「でんさい」に保証人(「でんさい」の利用者)を追加することができます。保証記録請求日(同日を含む)から5金融機関営業日以内に相手方からの承諾が必要です。
18	取引全般	「支払等記録」とは何ですか。	支払期日前の支払いなど、口座間送金決済以外の方法で決済された場合、支払等記録請求を行うことができます(通常は口座間送金で決済となるため、送金と同時に支払等記録が行われることから、改めての請求は不要です)。支払等記録には、「支払いを行ったことによる記録請求」と「支払いを受けたことによる記録請求」があります。
19	取引全般	「開示」とは何ですか。	「でんさいネット」に記録されている「でんさい」の内容を確認することができます。開示には「通常開示」と「特例開示」があります。「通常開示」は、自らが債権者、債務者、及び電子記録保証人である「でんさい」の情報等を開示するものです。「特例開示」とは、通常開示の対象外となる「でんさい」の内容、及び記録請求にあたり提供した情報を開示するものです。通常開示はインターネットバンキング、もしくは書面などの窓口金融機関の定める方法でお手続きいただき、特例開示は「特例開示請求書」を窓口金融機関へ提出いただく方法でお手続きいただけます。
20	取引全般	誤った内容で「でんさい」を発生させてしまいました。	誤った内容の「でんさい」を取消す方法(発生記録の取消)と誤った記録内容を変更する方法(変更記録)があります。 1 発生記録(債務者請求)の取消し ・予約中の発生記録であれば債権者、及び債務者双方から取消しが可能です。 ・債権者は発生日を含む5金融機関営業日以内であれば、単独で発生記録の取消しが可能です。 2 発生記録(債権者請求)の取消し ・予約中で相手方(債務者)が承諾を行っていない債権については取消しが可能です。 3 変更記録請求による記録内容の変更 ・相手方の承諾を得て「支払期日」、「債権金額」、「譲渡制限有無」の変更、または「でんさい」自体を削除します。
21	取引全般	「でんさい」の支払期日になりましたが、未だに入金がされていません。「でんさい」が支払不能になったかどうか、どのように確認できますか。	お取引金融機関に入金状況を確認するか、債務者に直接お問い合わせください。支払不能となったことが確認できるのは、支払期日から3金融機関営業日後となります。
22	取引全般	記録請求を受ける相手先を限定したいのですが。	記録請求の通知を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。この機能により、指定した特定のお取引先からのみ記録請求を受け付けるようにすることができます(指定許可取引先以外からの請求はエラーとなります)。お取引先ごとに発生記録(債務者請求)、発生記録(債権者請求)、譲渡記録、保証記録の各記録単位で指定が可能です。

通番	カテゴリー	質問	回答
23	利用申込	JAバンクではどこの窓口で「でんさい」の申込みができますか。	JAバンクでは、別添の「都道府県別取扱金融機関一覧」に掲載の、JA、信用農業協同組合連合会および農林中央金庫の窓口でお申込みいただけます。「でんさい」のサービス名称は、JAおよび信用農業協同組合連合会では「JAバンクでんさいサービス」といいます。
24	利用申込	JAバンクのでんさいサービスは、誰でも申込みすることができますか。	別添の「都道府県別取扱金融機関一覧」に掲載の、JA、信用農業協同組合連合会および農林中央金庫に決済口座をお持ちの法人および個人事業主の方が対象となります。必要な申込書類をご提出いただき、所定の審査が必要となります。お申込みからご利用可能となるまで2週間～3週間程度の日数を要します。  なお、別添の「都道府県別取扱金融機関一覧」に掲載されていないJAとお取引のあるお客様で、でんさいサービスの利用をご希望される場合は、各都道府県の信用農業協同組合連合会または農林中央金庫支店を紹介いたしますので、当該JAにご相談ください。  ※審査の結果により、お申込みいただけない場合もございますのでご了承ください。
25	利用申込	決済口座として利用できる口座は何ですか。	当座貯(預)金または普通貯(預)金をご利用いただけます。ただし、インターネットバンク(注)で利用していない口座はご利用できません。(注)サービス名称は、JAおよび信用農業協同組合連合会では「法人JAネットバンク」、農林中央金庫では「農林中金ネットバンク」といいます。
26	利用申込	複数の口座で利用は可能ですか。	複数口座でのご利用は可能です。ただし、同一店舗内にある口座を複数登録する場合、口座単位でのお申込みが必要となります。異なる店舗の口座を登録する場合、店舗毎にお申込みが必要となります。
27	利用全般	JAバンクでは「でんさい」どのように利用するのですか。	インターネットバンク(JAおよび信用農業協同組合連合会は「法人JAネットバンク」、農林中央金庫は「農林中金ネットバンク」)からのご利用となります。でんさいサービスのご利用に際しましてはインターネットバンクのお申込みが必要となります。
28	利用全般	インターネットバンキングが使えないと、サービスを利用することができませんか。	お客様のパソコンの不具合等により、一時的にインターネットバンクでの記録請求ができない場合、お取引金融機関の窓口で書面請求によるご利用も可能です。詳しくはお取引金融機関の窓口へお問い合わせ下さい。
29	利用全般	でんさいサービスを利用するにはどのような手数料がかかりますか。	でんさいサービスをご利用いただくには、インターネットバンクの月額基本料金の他に、発生記録や譲渡記録など、お取引項目毎に所定の手数料がかかります。詳しくはお取引金融機関の窓口へお問い合わせ下さい。
30	利用全般	残高証明書の発行は出来ますか。	所定のお申込手続きを行っていただくことにより可能になります。また、残高証明書の発行方式には「定例発行方式」と「都度発行方式」があります。詳しくはお取引金融機関の窓口へお問い合わせ下さい。
31	利用全般	でんさいサービスの画面イメージを見ることができますか。	「JAバンクでんさいサービス」については、当ホームページに掲載している体験版でご覧いただくことが可能です。

通番	カテゴリー	質問	回答
32	利用環境	専用のハードウェア、ソフトウェアは必要ですか。	専用のハードウェア、ソフトウェアは不要です。PDFファイルを開覧するソフトウェア(Acrobat Reader等)、電子メールを受信するソフトウェア(Outlook Express等)、CSVファイルを編集するソフトウェア(Excel、テキストエディタ等)が必要となります。
33	利用環境	スマートフォン・タブレット端末・携帯電話でも利用できますか。	スマートフォン・タブレット端末・携帯電話からの利用はできません。
34	利用環境	セキュリティについて教えてください。	<p>1 セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ対策はご利用のインターネットバンク(JAおよび信用農業協同組合連合会は「法人JAネットバンク」、農林中央金庫は「農林中金ネットバンク」)に準じたものとなります(お取引の承認、ユーザ設定等でスマートフォンを用いた承認(二経路認証)は行いません)。</li> </ul> <p>2 ユーザ毎の権限設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ毎に利用業務、業務権限(担当者・権限者)、口座権限を設定することが可能です。記録請求を作成する一般ユーザと承認して記録請求を実行するマスターユーザに権限設定を分けて取引を行うことができます。</li> </ul> <p>3 操作履歴の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用権限を有するユーザは、操作履歴照会メニューから他のユーザの操作履歴、ログイン履歴等を当日を含めた過去92日間の範囲で照会することが可能です。</li> </ul> <p>4 不正取引対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正な取引の防止策として、承認パスワードを連続して複数回誤って入力すると、当該ユーザのサービスのご利用を一旦停止します。</li> </ul> <p>5 自動ログオフ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまが接続したまま離席された場合など、一定期間操作がなかった場合には自動的にログオフし、第三者の不正使用を防ぐよう配慮しています。</li> </ul> <p>6 電子メールの送信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご登録いただいている電子メールアドレス宛に、各種記録請求録結果や承認パスワードのロックアウト結果などを連絡させていただきます。</li> </ul>
35	その他	「でんさい」には、手形取引でいう「不渡り」は発生しますか。	<p>「でんさい」においての「不渡り」は「支払不能」といいます。手形取引と同様、支払期日にでんさいの支払い(口座間送金決済)が行われなかった場合等に該当します。同一債務者の方が、6か月以内に2回以上の支払不能を生じさせた場合、債務者としてのでんさいネットのご利用、及び参加金融機関との間の貸出取引が2年間停止されます。</p> <p>「でんさい」をご利用いただく場合は、当座取引と同様に、資金決済に十分ご注意くださいが必要となります。</p>